欧米のフロン規制について

(1) EU における新 F ガス規制

2015年1月1日より、ヨーロッパ連合のFガス規制(2006年規制)は、新しいFガス規制(Regulation (EU) No 517/2014)に変更された。新しいFガス規制は、フッ化している温室効果ガス(Fガス)の放出削減によって、環境を保護することを目的としている。新規制は、2006年規制を厳格化したもので、Fガスの排出削減に有効な条項が追加されている。

主な変更の概要を以下に示し、詳細について次節以降に説明を加える。

製品・機器に関する禁止事項

高 GWP (地球温暖化係数) の F ガスを使用している製品・機器の市場販売禁止。

サービス・メンテナンスにおける高 GWP ガスの使用禁止

2020 年以降、既存冷却装置のサービス・メンテナンスにおける高 GWP ガス(2,500 以上)の使用禁止。

HFC の総量規制(段階的削減)と割当制度

HFC の総量規制と段階的削減。

HFC 生産者と輸入業者に対する割当制度。

その他の主な事項

- Fガスの封じ込め (漏えい点検、発見システム)
- 回収
- 研修と認証
- 報告義務
- 記録の保管

ア. 製品・機器に関する禁止事項

2006年規制による対象製品・機器

2006 年規制によって、市場で販売することがすでに禁止されている製品・機器があった (上市禁止)。対象となっていたのは、Fガスを含むか、その機能をFガスに依存している 製品・機器であり、下記に挙げるものである。また、六フッ化硫黄について、マグネシウムダイカスト (鋳造法の一種) における使用量が年間 850 kg 以上の設備、及び自動車のタイヤ充填への使用も、同様に禁止されている。

上記規制事項については、2014年の新規制においても同様に禁止される。

2006 年規制で市場販売が禁止されていたもの

市場販売が禁止されているもの	物質
履物	Fガス全体
Fガス用の使い捨て容器	Fガス全体
非閉鎖型直接気化システム	HFC · PFC
防火機器	PFC
住宅用窓	Fガス全体
その他の窓	Fガス全体
タイヤ	Fガス全体
一液性発泡製品	GWP150以上のFガス
エアゾール	GWP150 以上の HFC

2006 年規制による使用禁止

使用が禁止されているもの	物質
マグネシウムダイカストにおける六フッ化硫黄 (850kg/年以上)	SF ₆
自動車のタイヤ充填への六フッ化硫黄	SF ₆

2014年規制で禁止対象として追加される予定の製品・機器

2014年の新 F ガス規制によって、2015年以降に予定されている禁止は下表の通りである (第 11 条、第 13 条 1)。 高 GWP の HFC を含む冷凍冷蔵機器や空調機器などを市場で販売 することが禁止される (上市禁止)。

2017年1月1日以降、事前に HFC が封入された機器(冷凍・冷蔵機器、空調機器、ヒートポンプ)は、後述の割当制度でその HFC が勘定されている場合を除いて、販売してはならない(第14条)。また、冷凍冷蔵機器や空調機器など F ガスを含む指定製品及び機器は、F ガスを使用していることや CO_2 換算量等をラベリングしない限り市場に出してはならない(CO_2 換算量については 2017年1月1日以降:第12条)。

2015年以降に予定されている禁止事項

月日 4人口土 廿口	古相で肥実されてこり欲が林山されてもの
開始時期	市場で販売されること等が禁止されるもの
2015年	・GWP150 以上の HFC を含む家庭用冷凍冷蔵庫
1月1日	
2016年	・HFC-23 を含む防火機器
1月1日	
2017年	・事前に HFC が封入された冷凍冷蔵機器、空調機器、ヒートポンプ
1月1日	(割当制度にその HFC が勘定されている場合は販売可能となる。)
2018年	・GWP150 以上の HFC を含む噴霧剤(technical aerosols)
1月1日	(医療用に利用する場合を除く。)
	・マグネシウムダイカストで六フッ化硫黄の充填量が年間 850 kg 未満の設備
	(本項目については、市場での販売ではなく、使用が禁止される。)
2020年	・GWP2500 以上の HFC を含む、密閉式の商業用冷凍冷蔵庫
1月1日	・GWP2500 以上の F ガスを含む固定式冷凍冷蔵装置
	(ただし、マイナス 50 度以下に冷却することを目的とした装置は除く。)
	・GWP150 以上の HFC を含む可動式のルームエアコン
	・GWP150 以上の HFC を含む押出ポリスチレン(XPS)発泡製品
2022年	・GWP150 以上の HFC を含む、密閉式商業用冷凍冷蔵庫
1月1日	・GWP150以上のFガスを含むか、Fガスにその機能を依存しているマルチパ
	ックセントラル方式で、定格容量が 40kW 以上の業務用冷凍冷蔵システム
	(カスケードシステムでは、最初のシステムが GWP 1500 未満の F ガスを使
	用している場合を除く。)
2023年	・GWP150 以上の HFC を含む XPS 以外の発泡製品
1月1日	
2025 年	・GWP750 以上の F ガスを 3kg 未満含む単式スプリット型空調システム
1月1日	

3

イ. サービス・メンテナンスにおける高 GWP ガスの使用禁止

2020年1月1日より、 CO_2 換算値で 40t 以上の充填量を持つ冷却装置のサービス・メンテナンスを行う際の、GWP2500 以上の F ガスの使用が禁止される(第 13 条 3)。対象となる F ガスには、HFC-23、HFC-125、HFC-143a、R-404a、R-422A、R-507A などが挙げられる。 なお、この項には例外事項がある。まず、軍用機器、マイナス 50 度以下に冷却することを目的とした装置、代替製品が無いなどの第 11 条 3 項に基づき免除された冷却機器には適用されない。また、既存の冷凍冷蔵機器に対するサービス・メンテナンスで、GWP2500 以上の F ガスを再生再利用する場合、2030 年 1 月 1 日までは本項が適用されない。

ウ. HFC の総量規制(段階的削減)と割当制度

EU 内の市場で販売される HFC 量に関して、毎年の上限値が設けられた。上限値は、2009年から 2012年の EU 内市場における HFC 量を平均した値を基準値として決定され、下図のような HFC 段階的削減スケジュールとなっている(附属書 V)。



HFC の段階的削減スケジュール(CO₂換算値)

出典: 附属書 V に基づき作成

HFC 生産者及び輸入業者は、欧州委員会によって毎年割り当てられる量以上の HFC を市場で販売してはならない(第 15 条)。この HFC 生産者及び輸入業者に対する割当制度は、2015 年に始まっている。

基準値(2015年)の算定根拠となった HFC 量の報告を行った生産者及び輸入業者(既存事業者)への2016年の割当は、その年の上限値(基準値の93%)の89%分が割り振られている(既存事業者数は、EU 加盟国20か国に及ぶ79社*)。残りは、基準値の算定に含まれていなかった新規参入事業者に割り振られている。

^{*} http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32014D0774(既存事業者一覧)

新規参入事業者は、出荷予定の年の HFC の種類及び量を、欧州委員会が定める期限までに申告しなければならない。新規参入事業者の 2017 年分の申告期間は 2016 年 4 月 1 日から 5 月 31 日となっている。(2016 年分は 2015 年 5 月 1 日から 6 月 30 日までであった。)

割当を受けるためには、欧州委員会が設置したオンライン登録サイト**により事前登録し、申告を行う。

** http://ec.europa.eu/clima/policies/f-gas/reporting/index_en.htm

割当が受けられるのは、EU 内に設立された HFC 生産者及び輸入業者、または当該規制の要求事項の遵守義務を EU 内の唯一の代理人 (only representative) に委任している生産者及び輸入業者である。

このHFC 総量規制(段階的削減)は、CO2 換算値で年間 100 t 未満しか HFC を取り扱わない生産者及び輸入業者には適用されないが、その他の適用外、すなわち破壊目的で輸入されるもの、原材料用途、直接 EU 域外に輸出されるもの、軍備用途、半導体製造用途、定量噴霧式吸入器(MDI)用途とともに、登録と申告は義務付けられている。

エ. その他の主な事項

- F ガスの封じ込め (漏えい点検、発見システム)

Fガスを含む機器を扱うオペレータは、Fガスの漏えいを防ぐために注意しなければならない(第3条2)。次のような機器・設備を扱うオペレータは漏えいの点検を行う(第4条)。

- 定置式冷凍冷蔵機器
- 定置式空調機器
- 定置式ヒートポンプ
- 定置式防火機器
- 冷凍冷蔵トラック・トレーラーの冷凍冷蔵設備
- 電気開閉装置

ただし、検査によって年間 0.1%未満の漏えいであると確かめられたもの、圧力・密度監視装置を備えたもの、Fガス量が 6 kg 以下であるものを除く。

(漏えい発見システムについては、2017年1月1日以降に設置されるもの)

• 有機ランキンサイクル

(漏えい発見システムについては、2017年1月1日以降に設置されるもの)

2006 年規制では冷媒の量 (kg) によって点検頻度が定められていたが、新規制においては、冷媒量の CO_2 換算値で定められており、下表の頻度以上に点検を行わなければならない。ただし、10t 未満の F ガスが密封されている機器で、ラベリングもされているものに関しては、この漏えい点検の規定の例外となる。

上記の「冷凍冷蔵トラック・トレーラーの冷凍冷蔵設備」以外の6機器・設備は、Fガス 量が500tを上回る場合、漏えい発見システムを備えなければならず、また、そのシステム に関しても定期的な点検を行うことが定められている(第5条)。

漏えい点検頻度

機器に含まれる F ガス量	漏えい点検の頻度	漏えい点検の頻度
(CO2 換算値)	(漏えい発見システムなし)	(漏えい発見システムあり)
5 t - 50 t	12 ヶ月に一度	24 ヶ月に一度
50 t – 500 t	6ヶ月に一度	12 ヶ月に一度
500 t 以上	3ヶ月に一度	6ヶ月に一度

なお、Fガスを 3 kg 未満しか含まない機器、6 kg 未満の Fガスが密封されている機器で ラベリングされたものについては、2016 年 12 月 31 日まで、漏えい点検の対象とならない。 Fガスの漏えいを検出した場合、オペレータは、遅滞なく機器の修理をしなければならない。また、修理の後 1 か月以内に、修理について公認技師が確認しなければならない(第 3 条)。

- 回収 (第8条)

Fガスを含む定置式機器や冷凍冷蔵トラック・トレーラーの冷凍冷蔵設備のオペレータは、 Fガスが認定された技術者によって回収されるようにしなければならない。また、Fガスを 含むが上記に該当しない機器(可動式機器等)のオペレータは、Fガスを再生再利用するた めに、回収するよう手配しなければならない。

- 研修と認証

EU のメンバー国は、評価過程を含む認証プログラムを設ける。また、メンバー国は、機器の設置やサービス、メンテナンス、修理、解体といった作業、漏えいの点検や F ガス回収を行うための研修が実施されることを確保する(第 10 条)。加えて、メンバー国は、自動車の空調機器から F ガスを再生利用するための研修プログラムが実施されることを確保する(第 10 条)。機器の設置やサービス、メンテナンス等を行う目的で F ガスを購入したり、販売されたりできるのは、認証や研修を受けた企業や個人だけである(第 11 条)。

- 報告義務 (第19条)

次の企業・事業者は、毎年3月31日までに前年(1月1日から12月31日)のデータを 欧州委員会に報告しなければならない。

- Fガス等の生産者、輸入業者、輸出業者のうち、1 メートルトン以上あるいは CO_2 換算値で 100 t 以上のガスを扱う事業者
- F ガス等破壊業者のうち、1 メートルトン以上あるいは CO_2 換算値で 1000 t 以上のガスを扱う事業者
- Fガスを原料として使用する企業で、前年に CO_2 換算値で 1000 t 以上のガスを扱った 事業者
- Fガス等を含む製品・機器を市場に出す事業者のうち、前年に CO_2 換算値で500t以上のガスを扱った事業者

- 記録の保管 (第6条)

漏えい点検が必要とされる機器のオペレータは、次の情報を記録し、保管しなければならない。

- 充填されている Fガスの種類と量
- 追加された F ガスの量(機器の設置、メンテナンス、サービスの他、漏えいが原 因の場合も含む)
- 再生再利用された F ガスを使用しているか否かの情報 (F ガス容量や、再生再利用 を実施する企業の名前やその住所、認証番号を含む。)
- 回収された F ガスの量
- 機器の設置やサービス、メンテナンス、修理や解体を行う事業者を特定できるもの(認証番号を含む)。
- 漏えい点検のデータと結果
- 機器を解体する際、Fガスを回収処理する方法

Fガスを供給する事業者は、購入者の認証数やFガス購入量などFガス購入者に関する情報を記録し、5年以上保管しなければならない。

オ. 2014 年新 F ガス規制のスケジュール概要

2014年新 F ガス規制のスケジュール概要

開始時期	市場販売禁止	その他の主な規制	HFC段階的削減
2015年	GWP150 以上の HFC を含む家庭用冷凍冷蔵庫	_	100%
2016年	HFC-23 を含む防火機器	_	93%
2017年	事前に HFC が封入された冷凍冷蔵機器、空調機器、ヒートポンプ	_	93%
	(割当制度にその HFC が勘定されている場合は販売可能)		
2018年	GWP150 以上の HFC を含む噴霧剤	マグネシウムダイカストにおける六フッ	63%
		化硫黄の全面的使用禁止。	
2019年	-	_	63%
2020年	GWP2500 以上の HFC を含む密閉式商業用冷凍冷蔵庫	サービス・メンテナンスにおける	63%
	GWP2500 以上の F ガスを含む固定式冷凍冷蔵装置	高 GWP ガスの使用禁止	
	GWP150 以上の HFC を含む可動式のルームエアコン		
	GWP150 以上の HFC を含む押出法ポリスチレン発泡製品		
2021年	_	_	45%
2022 年	GWP150 以上の HFC を含む密閉式商業用冷凍冷蔵庫	_	45%
	マルチパックセントラル方式で定格容量が 40kW 以上の GWP150 以上の Fガ		
	スを含む業務用冷凍冷蔵システム		
2023年	GWP150 以上の HFC を含む押出法以外の発泡製品	_	45%
2024 年	_	_	31%
2025 年	GWP750 以上の F ガスを 3kg 未満含む単式スプリット型空調システム	_	31%
2026年	_	_	31%
2027 年~	_	_	24%
2029年			
2030年	_	_	21%

(2) EU における MAC Directive

EU O MAC Directive (Directive 2006/40/EC)

欧州では、自動車のエアコンシステム(mobile air-conditioning systems: MACs)からのフッ化している温室効果ガス(F ガス)の排出量を削減するため、乗用車におけるF ガスについて段階的規制を導入している。この規制によって、GWP(温室効果係数)が 150 以上のF ガス、特に従来冷媒として使用されてきたR-134a は、MAC システムで使用することができなくなる。F ガスの排出量を削減することによって、EU の気候行動戦略に貢献する。

MAC 指令では、下記の3段階で規制を施行している。

第1段階

2008年6月21日より、GWP150以上のガスを含み、年間40グラム以上の冷媒漏えいがある場合(単式蒸発器システム)、自動車製造業者は新型車の型式認定を受けることができない。複式蒸発器システムの場合、年間の漏えい量が60グラムで型式認定を受けることができない。

この基準は、2009年6月21日より、EU市場に売り出される新車すべてに適用された。

第2段階

2011 年 1 月 1 日より、新型車のエアコンには、気候変動への影響を最小限にするため、GWP150 以上の F ガスが使用を禁止。

(一方で、EU の自動車業界が HFC-134a の代替冷媒として選択した HFO-1234yf の供給不足の問題により、欧州委員会は 2012 年 3 月から 2012 年末日までは一時的に従来冷媒を新型車に使用できるとした。)

第3段階

2017年1月1日より、EU市場に売り出される新車すべてについて、GWP150以上のFガスの使用が完全に禁止される。GWP150以上のFガスのエアコンを搭載した新車は、EUにおいて、登録も、販売もされなくなり、点検をうけることもできなくなる。

(3) 米国の SNAP プログラム

ア. 米国の SNAP プログラムによる規制

米国環境保護局(EPA)は、SNAP プログラムによって、オゾン破壊物質の代替物質として使用可能なものと使用不可なものをリスト化している。SNAP プログラム (Significant New Alternatives Policy Program) は、大気浄化法 (Clean Air Act) の Section 612 に基づくもので、オゾン破壊物質に比べて健康と環境に対するリスクを減少させる代替物質を特定するものである。

SNAP プログラムの基本的な指針 (the Guiding Principles) は次のようなものである。

• 代替物質の評価

代替物質の健康や環境に対するリスクをオゾン破壊物質のリスクと比較することによって、代替物質のリスクを評価する。リスク要因として、オゾン破壊係数 (ODP)、地球温暖化係数 (GWP)、可燃性、毒性、労働衛生や安全性などがある。加えて、情報の質や不確実性と、実現可能性や取得可能性を含めた経済的要因も考慮される。

• 使用可能物質はリスクなしである必要はない

使用可能とされる代替物質は、オゾン破壊物質との比較の中でリスクを低減することが必要とされている。必ずしも、リスクが存在しないことが必要とされるわけではない。

著しく悪影響の大きい物質だけを制限する

他の代替物質に比べて、わずかに大きなリスクをもつ代替物質を制限することを EPA は意図しない。

• 用途ごとにリスクを評価する

環境や健康への暴露は、代替物質の特定用途によって大きく異なる。したがって、 リスク特性の記述は、環境と健康への影響の多様な用途による違いを表すように意 図しなければならない。

規制される人々へできるだけ早い段階で情報を提供する

EPA は、様々な代替物質の受容可能性に関する情報を、物質の使用を規制される人々 (the regulated community) へできるだけ早く提供する必要性を認識する。

• 特定企業によって製造される生産物を支持しない

EPA は、個別企業に特有の生成物への支持を表明しない。多くの場合、EPA は個別の生産物から得られたデータに基づいて分析してよいが、その分析に基づいて使用可能なリストへ代替物質を追加することは特定の会社の生産物への支持を意味しない。一般的に、代替物質が使用可能な物質リストに置かれることは、単に、ある企業によって作られた特定の生産物が SNAP のもとで使用可能であると認定されたと考えられるだけだ。

• 正当な場合において、他の環境規制に従う

SNAP プログラムは SNAP 以外の既存規則を考慮する。例えば、環境保護局は、危険な大気汚染物質や廃棄物に対する既存の環境規制や、産業安全と労働衛生のための既存の規制によって加えられた追加的な安全性を考慮する。

イ、SNAP プログラムにおける代替物質のリスト

EPA の分類	意味
使用可能な代替物質	健康と環境に対するリスクを低減する代替物質。
(Acceptable alternatives)	最終用途の制約なく使用してもよい。
一定条件の下で使用可能	一定条件の下で使用する場合のみ使用が認められる代替
(Acceptable subject to use	物質
conditions)	
限定された用途において使	定められた最終用途において、特定の使用法をする場合
用可能	のみ代替物質を使用してよい。その他の最終用途や利用
(Acceptable subject to	はしてはいけない。
narrowed use limits)	
使用不可な代替物質	健康や環境に対するリスクがオゾン破壊物質や他の代替
(Unacceptable alternatives)	物質より著しく大きいため、使用が禁止される代替物質。
未決定な代替物質	検査のため90日の猶予が必要とされる代替物質。
(Pending alternatives)	

SNAP リストは固定化されたものではなく、現在の知見に基づき発展していくものである。 リストの改定は、次の3つのメカニズムで行われる。

- 1. 新しい代替物質を商業販売目的で開発した場合、生産者は、州をまたぐ商取引を始める少なくとも90日前に環境保護局に報告しなければならない。
- 2. SNAP リストに代替物質を追加・削除するために、誰もが環境保護局に請願できる。
- 3. 環境保護局は、上記請願や通知とは別に、新しいデータや前もって再調査された 化学物質の特性に基づき、SNAPリストを改訂する。

ウ. 最近の指定物質の変更とその背景

2013 年 6 月の大統領気候行動計画において、HFC は温室効果ガスとしての影響があることが認識されている。米国内では、2030 年までに HFC の排出量が 3 倍になると予測されている。HFC の排出量削減をより進めるために、米国環境保護局は、SNAP プログラムを活用することで、気候に害の少ない化学物質を特定すること、逆に、とても有害な化学物質の代替物質の使用を禁止することによって、低排出技術(low-emission technology)に対する民間部門の投資を促す。まず、SNAP リストの見直しのため、リストの中の代替物質の中で、最終用途ごとに他の代替物質に比べて高 GWP の代替物質に焦点を当てた。次に、焦点を当てた化学物質の位置づけを変更するかどうかの決定には、再検討のためのクライテリアに基づき、包括的なリスク評価を行った。このような状況の下、近年、リストの改定が行われている。

使用可能となった代替物質

2015年5月11日より、気候への悪影響の少ない代替物質について、次の5種類の化学物質を、一定条件の下で使用可能な化学物質として追加した。

一定条件の下で使用可能となった化学物質

化学物質	化学物質を使用可能な最終用途 (新規機器に限る)
エタン	超低温冷却、非機械的熱伝達
イソブタン	小売用食品冷凍冷蔵庫(独立型)、家庭用冷凍冷蔵庫、自動販売機
プロパン	小売用食品冷凍冷蔵庫(独立型)、家庭用冷凍冷蔵庫、自動販売機、
	住宅用・軽商業用空調装置とヒートポンプ(一体型ルームエアコンに限る)
R-441A	小売用食品冷凍冷蔵庫(独立型)、家庭用冷凍冷蔵庫、自動販売機、
	住宅用・軽商業用空調装置とヒートポンプ(一体型ルームエアコンに限る)
HFC-32	住宅用・軽商業用空調装置とヒートポンプ(一体型ルームエアコンに限る)

使用不可となる化学物質

これまでオゾン層破壊物質の代替物質として使用可能であったHFCやHFCを含む混合物が、今後、使用不可になる予定である。

下記表の代替物質(主にHFCや混合物)が使用不可になる。

エアゾール噴射剤部門

代替物質	決定事項	例外としての、一定条件の下で使用可能な用途
HFC-125	2016 年 1 月 1 日以降 使用不可	無し
HFC-134a	2016年7月20日以降 使用不可。ただし、一 定条件の下使用可能 なリストに掲載され ている用途を除く。	2016年7月20日から2017年12月31日まで。・煙感知器の機能テスト等2016年7月20日以降。・医療目的で、食品医薬品局の承認した計量吸入器等
HFC-227ea HFC-227ea と HFC-134a の 混合物	2016年7月20日以降 使用不可。ただし、一 定条件の下使用可能 なリストに掲載され ている用途を除く。	2016年7月20日以降。 ・医療目的で、食品医薬品局の承認した計量吸入器

発泡部門

最終用途	代替物質	決定事項
硬質ポリウレタンとポリ イソシアヌレートの積層 ボードストック 軟質ポリウレタン	HFC-134a、HFC-245fa、HFC-365mfc とそれらの混合物	・2017年1月1日より、限 定された用途(軍事、宇 宙、航空関連)のみ使用 可能
インテグラルスキンポリウレタン ポリスチレン押出式シート	HFC-134a、HFC-245fa、HFC-365mfc とそれらの混合物、Formacel TI と Formacel Z-6	・2022 年 1 月 1 日より、すべての用途で使用不可。
フェノール断熱ボード・バ ンストック	HFC-143a、 HFC-134a、 HFC-245fa、 HFC-365mfc とそれらの混合物	
硬質ポリウレタン: スラブ ストックやその他	HFC-134a、HFC-245fa、HFC-365mfc とそれらの混合物、Formacel TI と Formacel Z-6	 ・2019年1月1日より、限定された用途(軍事、宇宙、航空関連)のみ使用可能 ・2022年1月1日からすべての用途で使用不可。
硬質ポリウレタン:アプライアンス 硬質ポリウレタン:商業用冷凍冷蔵用パネルとサンドイッチパネル ポリオレフィン 硬質ポリウレタン:海上浮遊フォーム	HFC-134a、HFC-245fa、HFC-365mfc とそれらの混合物、Formacel TI と Formacel Z-6	・2020年1月1日より、限定された用途(軍事、宇宙、航空関連)のみ使用可能、その他の用途では使用不可。 ・2022年1月1日からすべての用途で使用不可。
ポリスチレン押出式ボー ドストックとビレット (XPS)	HFC-134a、HFC-245fa、HFC-365mfc とそれらの混合物、Formacel TI、 Formacel B と Formacel Z-6	 ・2021年1月1日より、限定された用途(軍事、宇宙、航空関連)のみ使用可能 ・2022年1月1日からすべての用途で使用不可。

車両用空調機器(新規の自動車と軽トラック)

代替物質	決定事項
HFC-134a	・2021年モデルより使用不可。ただし、2025年モデルまで、 用途を限る許可を得た場合を除く。 ・2021年モデルから 2025年モデルまで、限定された用途の み使用可能(代替物質のサービスインフラが十分に整っ ていない国へ輸出される自動車)。 ・2026年モデル以降、すべての新規自動車において使用不 可。
R-406A、R-414A、R-414B、HCFC Blend Delta、Freeze 12、GHG-X5、HCFC Blend Lambda、R-416A、SP34E、R-426A	2017年モデルより使用不可

小売用食品冷凍冷蔵庫

最終用途	代替物質	決定事項
スーパーマーケットシ	HFC-227ea, R-404A, R-407B, R-421B,	2017年1月1日よ
ステム (新規)	R-422A、R-422C、R-422D、R-428A、R-434A、	り使用不可。
	R-507A	
スーパーマーケットシ	R-404A、R-407B、R-421B、R-422A、R-422C、	2016年7月20日よ
ステム(改装)	R-422D, R-428A, R-434A, R-507A	り使用不可。
リモートコンデンシン	HFC-227ea, R-404A, R-407B, R-421B,	2018年1月1日よ
グユニット(新規)	R-422A, R-422C, R-422D, R-428A, R-434A,	り使用不可。
	R-507A	
リモートコンデンシン	R-404A、R-407B、R-421B、R-422A、R-422C、	2016年7月20日よ
グユニット(改装)	R-422D, R-428A, R-434A, R-507A	り使用不可。
コンプレッサー能力が	FOR12A、FOR12B、HFC-134a、HFC-227ea、	2019年1月1日よ
2,200 Btu/hr 以下で満液	KDD6、 R-125/290/134a/600a (55.0/1.0/42.5/1.5)、	り使用不可。
式蒸発器を含まないも	R-404A、R-407A、R-407B、R-407C、R-407F、	
ので、中程度の温度(0	R-410A、R-410B、R-417A、R-421A、R-421B、	
度以上)の独立型のユニ	R-422A、R-422B、R-422C、R-422D、R-424A、	
ット(新規)	R-426A、R-428A、R-434A、R-437A、R-438A、	
	R-507A, RS-24 (2002 formulation), RS-44 (2003	
	formulation), SP34E, THR-03	
コンプレッサー能力が	FOR12A, FOR12B, HFC-134a, HFC-227ea,	2020年1月1日よ
2,200 Btu/hr 以上で中程	KDD6、R-125/290/134a/600a (55.0/1.0/42.5/1.5	り使用不可。
度の温度(0度以上)の), R-404A, R-407A, R-407B, R-407C,	
独立型のユニットか、満	R-407F, R-410A, R-410B, R-417A, R-421A,	
液式蒸発器を含む中程	R-421B, R-422A, R-422B, R-422C, R-422D,	
度の温度の独立型のユ	R-424A, R-426A, R-428A, R-434A, R-437A,	
ニット(新規)	R-438A, R-507A, RS-24 (2002 formulation),	
	RS-44 (2003 formulation), SP34E, THR-03.	2020 5 4 5 4 5 1
低温(0度以下)を保持	HFC-227ea, KDD6, R-125/290/134a/600a	2020年1月1日よ
する独立型のユニット	(55.0/1.0/42.5/1.5), R-404A, R-407A, R-407B,	り使用不可。
(新規)	R-407C, R-407F, R-410A, R-410B, R-417A,	
	R-421A, R-421B, R-422A, R-422B, R-422C,	
	R-422D, R-424A, R-428A, R-434A, R-437A,	
独立刑のラー・1 (75	R-438A, R-507A, RS-44 (2003 formulation)	2016年7月20日上
独立型のユニット(改	R-404A, R-507A	2016年7月20日よ
装)		り使用不可

自動販売機

最終用途	代替物質	決定事項
改装	R-404A、 R-507A	2016年7月20日よ り使用不可
新規	FOR12A、FOR12B、HFC-134a、KDD6、 R-125/290/134a/600a (55.0/1.0/42.5/1.5)、R-404A、R-407C、 R-410A、R-410B、R-417A、R-421A、R-422B、R-422C、 R-422D、R-426A、R-437A、R-438A、R-507A、RS-24 (2002 formulation)、SP34E	2019 年 1 月 1 日より使用不可。

ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)

部門と最終用途	種類	決定事項
エアゾール - 噴霧器	HCFC-22、 HCFC-142b	2015年9月18日より
エアゾール - 溶剤	HCFC-141b とその混合物	使用不可。
発泡製品(すべての用	HCFC-141b、HCFC-142b、HCFC-22とそ	
途)	の混合物	
防火 - トータルフラッ	HCFC-22	
ディング		
殺菌剤	HCFC-22 を含む混合物	
接着剤、コーティング、	HCFC-141b とその混合物	
インク		

(4) カリフォルニア州における冷媒管理プログラム

カリフォルニア州では、定置型設備からの高 GWP 温室効果ガス排出削減のための冷媒管 理プログラムを 2011 年から施行している。規制内容としては、登録制度、漏えい点検とモニタリング、漏えい時の修理に関する規定、報告制度、記録の保管等がある。

本プログラムの概要は以下の通りである。

冷媒を使用する施設に対する規制・義務(2011年から施行)

施設規模	大型施設	中型施設	小型施設	
冷媒充填量	2,000 ポンド以上	200~2,000 ポンド	50~200 ポンド	
	(≒ 907 kg 以上)	(≒ 90.7~907kg)	$(\approx 22.7 \sim 90.7 \text{kg})$	
登録料	US\$370	US\$170	無し	
年間運転実施料	US\$370	US\$170	無し	
施設登録	必要	必要	必要	
年次報告	必要	必要	不要	
漏えい時の修理	・漏洩発見後 14 日以内に修理を行う*			
	・修理後に漏えいの有無を調べるためのシステム点検を行う			
	・EPA 認定技術者により実施する			
	* 認定技術者による修理や修理部品が入手が困難な場合等には、記録			
	を適切に保管することで 45 日以内とする特例措置がある)			
記録の保管	各冷却ユニットについて、下記の記録を5年間保持する。			
	・漏えい点検			
	・自動漏えい探知システムの設置、調整、年次検査			
	・冷媒の購入			
	・再生再利用や破壊時の冷媒の発送			
	・冷媒充填量の決定に使用した計算結果、データ及び前提条件			
	・修理ができない場合等の設備の改善・引退計画			

冷媒管理プログラムにおける設備ごとの漏えい点検スケジュール

設備規模	大型設備	中型設備	小型設備
冷媒充填量	2,000 ポンド以上	200~2,000 ポンド	50~200 ポンド
	(≒ 907 kg 以上)	$(= 90.7 \sim 907 \text{kg})$	(≒ 22.7~90.7kg)
漏えい点検頻度	·毎月実施(屋内施設)	・3ヶ月毎に実施	年1回実施
	・3ヶ月毎に実施	・不要 (自動漏えい探	
	(屋外施設)	知システム設置時)	
	・不要 (自動漏えい探		
	知システム設置時)		
モニタリング	漏えい可能性の高い	_	_
	冷媒回路等が屋内に		
	ある場合、自動漏えい		
	探知システムを設置		
冷媒の追加充填時	5 ポンド (≒2.3kg) 以上または設備容量の 1%以上の高 GWP 冷媒を追		
	加補充する際、漏えい点検が必要となる。		
年間を通じた運転	年間を通じた運転を行わない設備については、運転開始後30日以内に		
を行わない設備	漏えい点検を行わなければならない。また、運転停止まで 3 カ月に 1		
	度の頻度で漏えい点検を行う。		

冷媒を扱う業者の義務

	卸売業者・流通業者	再生利用業者
記録の保管	・取扱う冷媒に関する仕入れ書を	・取扱う冷媒に関する仕入れ書を
	少なくとも5年間保管	少なくとも5年間保管
	・仕入れ書には、購入者名、契約	・仕入れ書には、購入者名、日時
	内容、日時や高 GWP 冷媒の種	や冷媒の種類と量を記入
	類と量を記入	・必要に応じ、記録を行政官に開
	・取引先に EPA 認定技術者がいる	示
	ことを示す文書	
年次報告	必要	必要